

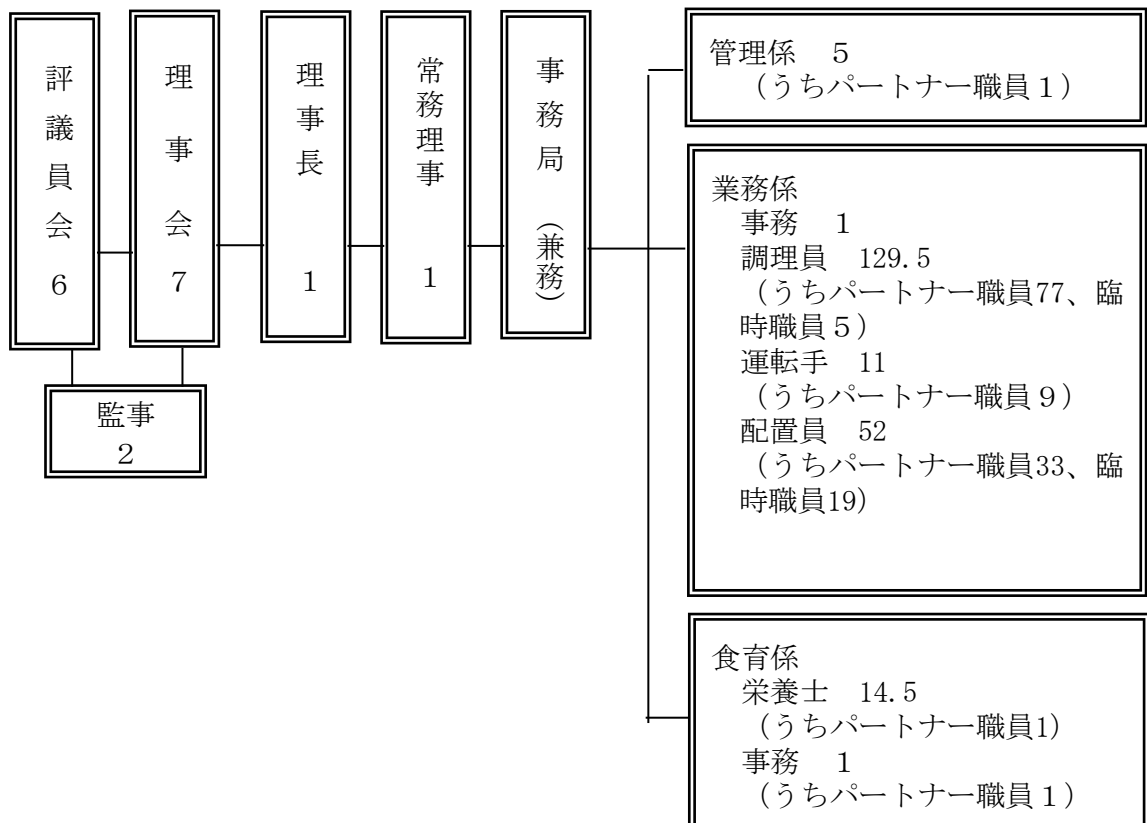
VII 関連財団法人

1. 一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団

(一財) 武蔵野市給食・食育振興財団は、学校給食の適正円滑な供給により、その充実振興を図り、児童・生徒及び市民の食育の推進に寄与することを目的として、平成22年3月10日に発足しました。

1 - 1 組織図

令和8年4月1日現在 (単位: 人)



1 - 2 事業計画

- ① 学校給食に関する事業
- ② 保育園給食に関する事業
- ③ 食育の推進に関する事業
- ④ 給食用食材等の調査研究に関する事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1 - 3 食育等の取組

① クラス訪問

○栄養士・調理員による食育指導

児童・生徒が食に関する知識の習得や望ましい食習慣を養うために、学年別のテーマを設定し、給食時間に栄養士及び調理員が各学級を訪れ、栄養指導を行います。

○調理員による調理場紹介

学校給食の理解を深め食への関心をもってもらうことを目的に、給食時間に調理員がクラス訪問を行います。説明パネルなどを使い「学校給食のできるまで」の紹介や、会食を通じた児童との交流を図ります。全小学校の新1年生全クラスで実施します。

② 調理実習

児童・生徒や保護者を対象に、各単独校及び共同調理場で調理実習を行います。実際に調理をすることによって、給食への関心を高めるとともに食の大切さや調理の楽しさを知ってもらいます。

③ 試食会

主に1年生の保護者を対象に給食の試食と調理場見学を行い、給食への関心を深めてもらいます。

④ お祝い給食

学校給食が思い出に残るよう、小学校6年生を対象に卒業を祝う行事食として実施します。

⑤ むさしの食育フェスタ

「食べること」がもたらす力や役割を改めて考えてもらうことを目的に、平成24年から体験型イベント「むさしの給食・食育フェスタ」を開催してきました。

令和2年度から「むさしの食育フェスタ」として、健康福祉部健康課主催の事業となりましたが、食育の推進に寄与すべく、財団として引き続き関わっていきます。

⑥ 夏休みコミュニティ食堂の実施

コミュニティ協議会との協働実施とし、食事を介した交流の場づくり、夏休み中の子どもたちの食生活や栄養面の改善、食の自立を促すことを目的として、夏休みコミュニティ食堂を実施します。

⑦ 不登校や学校に行きづらいと感じている児童・生徒への給食を通じた場の提供（スマイル給食）

桜堤調理場の地域食育ステーションにおいて、無償化となった学校給食を活用し、不登校や学校に行きづらいと感じている児童・生徒への給食の提供を実施します。

⑧ 給食配送車の活用

学校に給食を運ぶ給食配送車に食べ物の持つ働きを伝える食材をデザインし、児童・生徒から募集した名前をつけ、配送車に親しみながら食べ物の働きを学ぶ食育に活用しています。

2. 公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団

旧財団法人武蔵野スポーツ振興事業団は、総合体育館の竣工を機に市民スポーツの一層の振興を図るため、平成元年9月29日に発足しました。

従来の活動に加え、より多くの市民の方々に生涯学習活動始めるきっかけを提供するため、平成22年4月1日に、名称を財団法人武蔵野生涯学習振興事業団と変更し、平成23年4月1日より、公益財団法人の法人格を取得しました。

令和4年4月1日に、市民に芸術文化、スポーツ、生涯学習等の活動に親しむ多様な機会を提供するとともに、市民みずから行う学習や活動、交流等を支援することにより、活力ある地域社会の実現と一人ひとりの生涯を通じた豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、旧（公財）武蔵野生涯学習振興事業団は、旧（公財）武蔵野文化事業団と合併し、名称を公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団に変更しました。

2 - 1 組織構成図

令和8年4月1日現在（単位：人）



2 - 2 事業計画

1 芸術文化振興に関する事業

- (1) 芸術文化振興事業
- (2) 文化団体活動支援事業

2 スポーツ振興に関する事業

- (1) スポーツ教室事業
- (2) 野外活動事業
- (3) スポーツイベント事業
- (4) 施設開放（個人開放）事業
- (5) スポーツ関連情報発信・提供事業

3 生涯学習振興に関する事業

- (1) 読書の普及・推進事業
- (2) 講座・イベント事業
- (3) 連携事業
- (4) 武蔵野市地域映像アーカイブ運営事業
- (5) 市民活動支援事業
- (6) 青少年活動支援事業
- (7) 生涯学習に関する情報提供・情報収集事業
- (8) 市民による運営参画推進事業

4 この法人の目的の範囲内で行う武蔵野市からの受託事業

- (1) 武蔵野中央公園スポーツ広場管理運営整備事業
- (2) 第四中学校温水プール開放事業
- (3) 境南ふれあい広場公園清掃等維持管理事業
- (4) 武蔵野市立小・中学校部活動の地域連携支援事業

5 この法人の目的の範囲内で行う武蔵野市の施設の管理運営に関する事業

- (1) 文化事業部管理運営事業
- (2) スポーツ事業部管理運営事業
- (3) 生涯学習事業部管理運営事業

6 旅行業法に基づく旅行業

- (1) 募集型企画旅行
- (2) 手配旅行

7 その他法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 一時保育事業

8 武蔵野市立自然の村の管理運営に関する事業

- (1) 自然の村管理運営事業
- (2) 自然の村利用促進バス運行事業

9 上記1～5の各事業に附帯する事業

- (1) カフェ事業
- (2) コミュニティラウンジ等運営事業
- (3) 飲料水等提供事業
- (4) アルテ友の会事業
- (5) 受託販売等事業
- (6) ネットワーク事業